

「令和2年度中小企業向け広島県制度融資のご案内」について

〔令和2年4月17日〕
商工労働局

1 要旨

広島県制度融資を広く周知するため、制度取扱金融機関、各商工団体（商工会、商工会議所、中央会等）、各市町等にパンフレットを配布し、利用促進を図る。

2 目的

民間金融機関では提供が困難な長期・低利の資金を、預託融資制度等の運用を通じて、担保力・信用力が脆弱な中小企業の資金調達の円滑化を図る。

3 事業概要

【預託融資制度】県が金融機関に対して、融資原資の一部を無利子で預託することにより、金融機関の通常の貸出利率より低利で中小企業へ資金を供給する。

【無担保スピード保証融資制度】中小企業者に対し、担保及び第三者保証人を不要とする迅速な資金提供を行う。

4 融資対象者

県内に事業所を有し、原則として引き続き1年以上同一事業を営んでいる中小企業者、事業協同組合等

5 主な融資内容

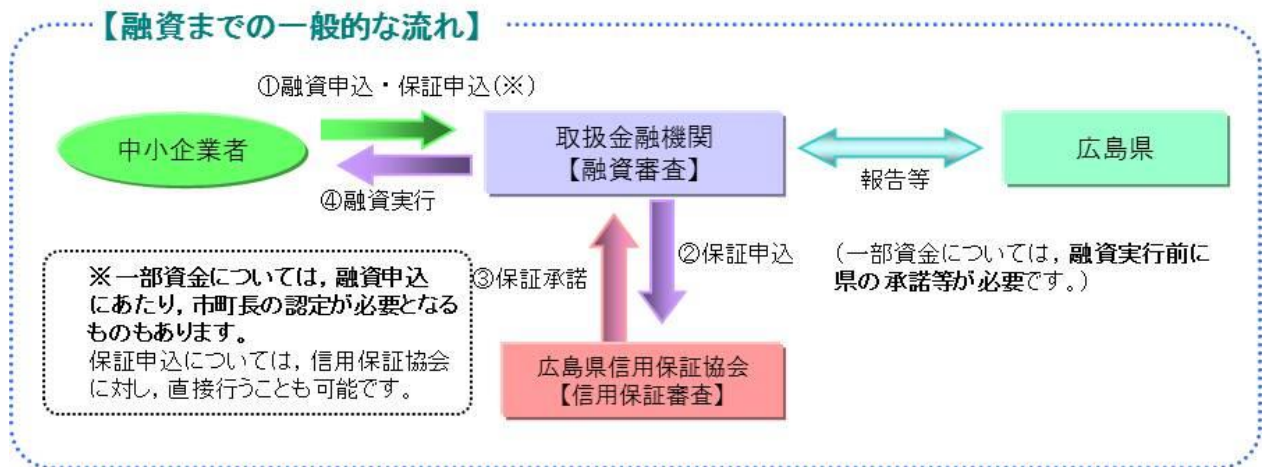
| 融資内容 | 考え方 | 利率 |
|----------------------|-----------------|-----------|
| 経営安定融資 | 一般的な資金 | 1.5%～1.9% |
| 小規模融資、産業支援融資、労働支援融資 | 政策的な資金 | 1.0%～1.6% |
| 緊急対応融資（経営悪化、災害、事故など） | 特に優遇すべき政策的な資金 | 0.8%～1.2% |
| 無担保スピード保証融資 | 一般的な資金（迅速な資金提供） | 4.0%以下 |

6 主な改正点

| 項目 | 内容 |
|-----------------------|--|
| 信用保証料割引率の見直し・拡充 | 割引率の配分を見直すとともに、産業支援融資・労働支援融資を対象に従前の制度よりさらに約1割低減した料率を新設 |
| 貸出利率の設定方法の見直し | 融資利率を融資期間ごとに細分化 |
| 事業再生支援資金の新設 | 現行の経営改善支援特別資金を名称変更の上、常設化 |
| 事業承継支援資金の新設 | 産業支援融資に事業承継支援資金を新設するとともに、特に「事業承継特別保証制度」の適用を受け、かつ経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合の信用保証料を一部低減する料率を新設 |
| 設備資金利率の引下げの継続 | 産業支援融資及び労働支援融資の設備資金の貸出利率引下げを継続 |
| 無担保スピード保証融資制度の融資期間の延長 | 融資期間の上限を7年から10年に延長 |

7 申込み先
各取扱金融機関

8 スキーム図（預託融資制度）



- 9 主な配布先
- ・ 制度融資取扱金融機関（26行）の本部・各支店
 - ・ 各商工団体（商工会，商工会議所，中央会）等
 - ・ 県内各市町，他都道府県 等
 - ・ 随時，就職説明会参加企業等に配布

10 配布部数
17,000部